

認可保育所等の耐震化・老朽改築整備 募集要領 (令和7年度着工分)

A 耐震化整備

ア：耐震化を図るための改築整備

イ：耐震化を図るための耐震補強整備

B 老朽改築整備

老朽化に伴う改築整備

【申込書提出期限：令和6年3月29日(金)】

鹿児島市こども未来局 保育幼稚園課

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号 本館1階

TEL：099-216-1223

FAX：099-216-1284

《目 次》

1. 募集内容及び選定について	2
2. 募集する整備内容	3
A 耐震化整備	3
ア：耐震化を図るための改築整備	
イ：耐震化を図るための耐震補強整備	
B 老朽改築整備	4
3. A・Bの整備に係る共通の事項	5
4. 応募の手続き・問い合わせ先等	10

[本要領で使用する略語について]

略語	名称等
児童福祉施設条例	鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 50 号）
特定教育・保育施設条例	鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 51 号）
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
幼保連携型認定こども園条例	鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 37 号）
鹿児島県認定こども園条例	鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成 18 年条例第 79 号）
設置・運営の手引き	設置・運営の手引き【保育所等耐震化・老朽改築整備（令和 7 年度着工分）募集版】

■ 募集の趣旨

本市においては、入所児童の安全確保及び保育環境の改善を図るとともに、第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画に定める提供量の維持を目的に、園舎の耐震化及び老朽施設の改築整備を行う事業者の募集を行います。

なお、施設の整備については、国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用する予定のため、国、市の予算の不成立や、交付金の対象とならない場合など、活用できないこともありますので、予めご了承ください。

1. 募集内容及び選定について

(1) 募集内容

- ① 保育所等の整備にあたっては、本募集要領に定めるもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉施設条例、認定こども園法、幼保連携型認定こども園条例、特定教育・保育施設条例、鹿児島県認定こども園条例、その他関係法令、関係通知及び設置・運営の手引きによるものとします。
- ② 令和7年度に着工し、令和8年2月末までに竣工するもの（単年度事業）又は令和9年2月末までに竣工するもの（2か年事業）とします。

(2) 選定について

選定にあたっては、各種関係法令、関係通知及び募集要領等に沿った内容であるかを審査の上、本市施設整備審査会において、緊急性及建物の状況等を勘案し、以下の優先順位により整備対象施設を選定いたします。

- ① 耐震化整備
- ② 老朽改築整備において、老朽度調査の結果により、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造にあつては現存率が70%以下、木造にあつては老朽度が4500点以下であつて、現存率又は老朽度の点数が低いもの
- ③ ②に該当しない老朽改築整備であつて、経過年数—処分制限期間（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日付 厚生労働省告示第384号、平成14年3月25日付 文部科学省告示第53号））により得た年数が大きいもの

※ 施設整備審査会において、応募内容に不適當な項目があると判断された場合は、優先順位によらず不選定とする場合があります。

※ 選定された場合であっても、予算編成の過程上、予算措置が困難となる場合や予算が成立しない場合は、事業が実施できないこととなります。

③に定める処分制限期間

構 造	処分制限期間
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47年
鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	34年
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え、4mm以下のもの）	27年
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	19年
ブロック造	38年
木造	22年

2. 募集する整備内容

A 耐震化整備

(1) 応募資格について（5ページに示す整備に係る共通の応募資格以外の資格）

- ① 令和5年12月1日現在、認可保育所、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園のいずれかを本市において運営している法人であること。
- ② 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認を受け、同法に基づく検査済証の交付を受けたものについて、耐震診断を受け、いずれかの階に関して、 I_s 値が0.6未満又は I_w 値が1.0未満である建物を所有していること。

※ 耐震診断の評価方法は、「第2次診断」又は「第3次診断」によること。

※ 耐震診断結果については、耐震判定委員会（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約第8条に基づき登録された委員会をいう。）が耐震診断判定を行っているものとし、整備手法が耐震補強による場合、耐震改修判定まで行っているものとする。

(2) 整備手法

- ア 耐震化を図るための改築整備（耐震化を図るため、園舎の建て替え（改築）を行うもの）
- ・ 園庭や別敷地に、新園舎を建設し、建設後、既存園舎を解体するもの
 - ・ 園庭や別敷地に、仮設園舎を建設し、既存園舎を建て替え後、仮設園舎を解体するもの
- イ 耐震化を図るための耐震補強整備（耐震化を図るため、既存園舎を耐震補強するもの）
- ・ 園庭や別敷地に、仮設園舎を建設し、既存園舎を耐震補強後、仮設園舎を解体するもの
 - ・ 既存室ごとにローテーション工事を行い、耐震補強するもの
- ※ 例示としてお示ししておりますので、その他の手法による場合、別途ご相談ください。

(3) 耐震補強整備について

既存建物の耐震補強のために必要な補強改修工事と併せて、付帯設備等の改造等を行う次のいずれかの整備をすること。（耐震化整備に付随する改造等に限る。）

- ・ 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
- ・ その他必要と認められる上記に準ずる工事

(4) 対象となる建物

(1) ②に示す建物であって、当該建物を現に、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、調理室、職員室、保健室又は医務室のいずれかの用に供していること。

B 老朽改築整備

(1) 応募資格について（5 ページに示す整備に係る共通の応募資格以外の資格）

- ① 令和 5 年 12 月 1 日現在、認可保育所、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園のいずれかを本市において運営している法人であること。
 - ② 以下に定める当該建物の構造毎の要件に適合し、当該建物を所有していること。
 - ア 木造の場合、「老朽民間児童福祉施設等の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日付 雇児発第 06120001 号）に定めるところにより行われた老朽度調査（以下「老朽度調査」という。）により得た老朽度が、4500 点以下のもの
 - イ ブロック造・鉄骨造による建物の場合、当該施設が建設された日から起算し、経過期間が令和 6 年 3 月 1 日時点において、トラスが鉄製のものについては 30 年、その他のものについては 25 年経過したもの又は老朽度調査により得た現存率が 70%以下のもの
 - ウ 鉄筋コンクリート造による建物の場合、当該施設が建設された日から起算し、経過期間が令和 6 年 3 月 1 日時点において、50 年を経過したもの又は老朽度調査により得た現存率が 70%以下のもの
- ※ 応募にあたっては、応募資格に定める築年数以上の建物であっても、老朽度調査の結果を提出する必要があります。
- ・ 老朽度調査は、一級建築士によるものとする。
 - ・ 老朽度調査票は、棟（調査が可能な単位）ごとに作成の上、提出すること。
 - ・ 老朽度調査を行う事業者と、設計・監理を行う事業者を同一とすることはできません。
- ③ 本補助事業により、耐震補強を行った建物の場合は、耐震補強後 10 年を経過していること。
 - ④ 整備後の構造については、原則、耐火構造又は準耐火構造とします。

(2) 整備手法

老朽化に伴う改築整備

老朽化が著しい建物を改築するもの。（大規模修繕・一部改築は含まない。）

- ・ 園庭や別敷地に、新園舎を建設し、建設後、既存園舎を解体するもの
- ・ 園庭や別敷地に、仮設園舎を建設し、既存園舎を建て替え後、仮設園舎を解体するもの

※ 例示としてお示ししておりますので、その他の手法による場合、別途ご相談ください。

(3) 対象となる建物

(1) ②に示す建物であって、当該建物を現に、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、調理室、職員室、保健室又は医務室のいずれかの用に供していること。

3. A・Bの整備に係る共通の事項

(1) 応募資格について

- ① 納期限（納付期限）の到来している国税、県税、市税、社会保険料、水道料金及び下水道使用料を完納していること。
- ② 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。
 - ・ 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
 - ・ 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
 - ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
 - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
 - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
 - ・ 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等
- ③ 平成25年度以降、現在まで保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び法人の運営等に関して、改善勧告による行政指導及び改善命令等の行政処分を受けていないこと。
- ④ 本事業を行うにあたって、必要な資力があること。
- ⑤ 法人が、本市において現に経営している事業（認可保育所、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園のいずれか）以外の事業を含む法人全体の財務内容について、次の全ての要件を満たしていること。
 - ・ 直近の会計年度において、3年以上連続して損失を計上していないこと。
 - ・ 直近の決算期において債務超過となっていないこと。
- ⑥ 近隣に十分配慮した計画とすること。
- ⑦ その他、市長が不相当と認める事由を有しないこと。

(2) 利用定員について

整備後の利用定員の設定は、原則として、現行の利用定員と同じとなるように設定してください。本整備において、定員減や定員増は認められません。

ただし、本市が個別に利用定員の内訳に関する変更の要請を行う場合は除きます。

- ※ 2・3号の利用決定にあたっては、本市が、保護者の希望及び保育の必要性に基づき利用調整を行い、利用内定者を決定します。

(3) 土地について

- ① 自己所有の整備予定地に抵当権が設定されている場合には、抵当権の内容を記載するとともに、抵当権に係る償還計画が分かる資料を提出してください。
- ② 安全性の確保の観点から、既存施設が砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域に設置されている場合、可能な限り危険区域でない場所へ移転するようお願いいたします。
- ③ 土地利用や建築行為が規制される地区においては、事前に必ず本市関係所管課と調整等を行ってください。

《移転により新たに土地を確保する場合》 ④～⑧

- ④ 移転先は、現在通園している利用者の利便性が、著しく低下しない範囲内であり、かつ、原則第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画に定める同一地域内としてください。
なお、仮設敷地においても同様とします。
- ⑤ 原則、自己所有地（新たに購入する場合を含む。）とする。
例外的に、借地によることも可とするが、借地において借地借家法の適用を受けない場合、地上権又は賃借権を設定し、登記する必要があります。
※ 永続的な運営を担保するという観点から、国又は地方公共団体から貸与を受ける場合を除き、定期借地契約、事業用定期借地契約など、契約の更新のないものは認められません。
※ 賃借料については、地域の水準に照らして適正な額以下とすること。
※ 貸与を受ける土地に抵当権が設定されていないこと。ただし、賃借権の登記を行った上、民法 377 条に規定する先順位抵当権者の賃借権優先の同意登記を行う場合を除く。
※ 貸与を受ける土地に差押等がされていないこと。
- ⑥ 申込時点で、土地の取得又は貸与がなされていない場合には、取得又は貸与が確実に見込まれること（売買承諾書、確約書等の写し）が必要です。
- ⑦ 安全性の確保の観点から、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域への移転や仮設園舎の設置は認められません。
- ⑧ 同一敷地内での整備を除き、整備予定地の敷地の端から周囲 100m 以内（商業地域は 50m 以内）に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の適用を受ける施設が無いこと。

(4) 建物について

- ① 整備後の園舎は、児童福祉施設条例、幼保連携型認定こども園条例又は鹿児島県認定こども園条例、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)その他関係法令及び関係通知に適合していること。
- ② 既存園舎を耐震補強する整備において、自己所有の建物に抵当権が設定されている場合には、抵当権の内容を記載するとともに、抵当権に係る償還計画が分かる資料を提出してください。

(5) 募集における留意事項

- ① 令和 7 年度単年度事業による場合、令和 8 年 2 月末までに必ず竣工してください。
また、令和 8 年度までの 2 か年事業による場合、令和 9 年 2 月末までに必ず竣工してください。(各種検査及び引き渡しまで含む。)
- ② 整備後の園舎等は、認可定員に基づく面積基準を満たすこと。
また、各部屋や園庭の面積は、定員を超過した受入れに対応できるよう余裕のある設計とし、現在の保育・教育環境が低下しないよう、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び園庭（屋外遊技場）の面積は、可能な限り既存施設の面積を下回らないよう努めてください。
- ③ 基準上必要な面積は、内法面積（有効面積）によるものとし、図面等に記載してください。
- ④ 仮設園舎を設置する場合、仮設園舎及び仮設用地は、児童福祉施設条例、幼保連携型認定こども園条例又は鹿児島県認定こども園条例に定める基準に適合していること。
- ⑤ 幼稚園型認定こども園の整備にあたっては、鹿児島県が定める認可基準に適合しているか、必ず同県に確認等をしてください。
- ⑥ 土地や建築に関する規制等（土砂災害警戒区域等含む。）がないか、必ず当該規制等を所管する部署に確認等をしてください。
- ⑦ ネットワーク工程表の作成にあたっては、工期に影響を与える基礎の工法について、建設地周辺の地質調査資料を基に算出するなど、十分な検討を行ってください。
- ⑧ 施設整備に伴い、独立行政法人福祉医療機構から融資を希望する事業者は、本市の承認が必要となりますので、申込書の様式 4-1 号「資金計画について」に、必ず記載してください。

- ⑨ 申込者は、整備事業者を選定されないことがありますので、不動産の売買、金融機関からの借入れ等については慎重に対応してください。
- ⑩ 申込書受付期間終了後の事業者側の都合による図面や計画等の変更及び差替えはできません。

(6) 補助金について

① 財源

国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用 国 1/2、市 1/4、事業者 1/4

※ ただし、国の基準額を超える場合は、事業者負担となります。

※ 補助財源である就学前教育・保育施設整備交付金の予算措置が図られなかった場合や、対象事業とならなかった場合には、補助金の交付ができないこととなります。

また、予算の関係により、補助額が減額される可能性もあるため、これらにより事業者が損害を被ったとしても本市においては、一切その責めを負いませんので、あらかじめご了承の上、申込書をご提出ください。

② 補助対象施設

類型 法人種別	認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	幼稚園
社会福祉法人	○	○	—	—
学校法人	○	○	○	×
その他	○	—	—	×

③ 対象経費

整備区分	工事費	解体撤去費	仮設整備費	基準額
改築	○	○	○	国の補助要綱に定める基準額 (整備定員ごと)
耐震補強	○	×	○	工事請負業者2社と、市見積り 額のいずれか低い額

※ 工事費：工事請負費、工事事務費（設計監督料）

解体撤去費：解体撤去に必要な工事請負費

仮設整備費：仮設施設整備に必要な賃借料、工事請負費

※ 大型遊具費、設計料及び開設準備費は補助対象外

※ 工事費、工事事務費、解体撤去費及び仮設整備費については、それぞれ入札及び契約を行う必要があります。

※ 工事事務費は、新園舎工事の工事請負費（対象経費のみ）の2.6%以内が対象となります。（解体撤去、仮設工事に係る工事事務費は補助対象にはなりません。）

④ 補助額

・ 改築による場合

補助対象となる施設整備事業費に1/2を乗じた額と、国の補助基準額(1/2相当額)を比較して、低い額を選定し、その額に市町村負担分(国の補助額の1/2)を上乗せした額で決定します。

※解体撤去費及び仮設整備費においても同様

・ 耐震補強による場合

補助対象となる施設整備事業費に1/2を乗じた額と、国の補助基準額(工事請負業者2社と市の見積り額を比較し、低い方の額に1/2を乗じた額)を比較して、低い方の額を選定し、その額に市町村負担分(国の補助額の1/2)を上乗せした額で決定します。

※ 令和7年度の就学前教育・保育施設整備交付金の要綱は、現時点で示されていないため、補助基準額や補助対象経費、各種加算等が変更となる可能性があります。

○ 補助金算出方法等

- 改築整備において、園舎が2棟あるうちの1棟を改築する場合、「全体の定員数による国の基準単価×(整備対象建物の定員/全体の定員数)」により国の基準額が決まります。

なお、整備対象建物の定員(工事に係る定員数)が算定できない場合は、「定員数=総定員数×(整備する床面積/整備後の総床面積)」により算出します。(小数点以下切り捨て)

- 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園における、1号認定児と2・3号認定児の整備を併せて行う場合、それぞれの対象経費は、工事費を床面積により按分(共有部分は定員按分)して算出し、国の基準額と比較して低い方が選定されます。(工事事務費・解体撤去・仮設整備も同様)

その結果、算出された就学前教育・保育施設整備交付金における1号と2・3号の補助額の合計額が補助額となります。

- 耐震化や老朽改築の趣旨に基づかない工事を併せて行う場合、本補助事業の設計・金額には含めず、法人経理規程に基づき別途契約の上、実施してください。
- その他、具体的な補助額の算出方法につきましては、国の判断により変更となる可能性がありますことをご承知おきください。

○ 補助対象とならない経費

- 耐震診断、耐震診断判定、耐震改修判定及び老朽度調査に要する費用
- 土地や建物の買収や整地に要する費用及び土地の賃借料
- 基本設計料及び実施設計料
- 外構工事に要する費用(防犯対策に資する部分<フェンス・門扉等>を除く。)
※ 工事費に含めて一体的に整備する場合、外構工事に要した費用を控除して補助額を計算します。
- 耐震補強整備における既存建物のリフォーム及び解体・撤去に要する費用
- リースによる設備等の取得に要する費用
- 施設と一体的に整備され、施設に固定される初度設備以外の設備整備費又は備品購入費

○ 耐震補強整備における提出書類について

i 工事費について

設計会社(建築士資格を有する耐震改修技術者)作成の図面及び設計書を基にした、工事請負業者2社の見積書と、市の見積書が必要となることから、以下の書類の提出が必要となります。

※ 工事請負業者2社と市の積算根拠となる設計内容は、同じ仕様(規格、数量等)とすること。

- 工事請負業者2社の見積書(細目ごとに規格、数量、単価等の積算内訳を記載したもの)

※ 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿(建築工事)に記載のある業者2社とし、設計額に応じて以下の等級から選定すること。

設計額8千万以上：A等級、3千万～8千万：B等級以上、600万から3千万：C等級以上

- 市が見積る際に必要となるもの

電子データによる図面データ、内訳明細書(金額記入したもの及び営繕積算システムRIBC2により作成したもの)

※ 内訳明細書は、市の単価ファイルを基に作成することとし、必要に応じて単価ファイルを提供いたしますので、事前にご連絡をお願いいたします。

※ RIBC2において、ワープロで登録しているものは、必ず積算根拠資料(原則3社見積書)を提出すること。

※ 図面データにおける電子データの形式について、事前に協議するようお願いいたします。

ii 仮設整備費について

仮設園舎（建物に限る）に要する賃借料又は工事請負費について、3社見積書を添付すること。

○ その他注意事項

- ・ 本事業は、令和7年度の単年度事業又は令和7→令和8年度の2か年事業となりますが、その間に仮設園舎の設置や、解体作業等が必要な場合もあることから、確実な構造や工法により、2月末までに竣工（各種検査や全ての工事作業を含む）できることが条件となります。
- ・ 2月末までに工事が完了しない場合、補助金に係る実績報告書の提出等に間に合わないことから、補助金を交付できない場合があります。
- ・ 鹿児島市就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金交付要綱により、補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければなりません。
- ・ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事等を一括して第三者に請け負わせることは禁止されています。
- ・ 補助を受けて整備する建物に抵当権を設定する場合、抵当権設定前に国・県及び市の承認が必要となります。
- ・ 改築による整備の場合、申込書に添付していただく見積書（工事費、工事事務費、仮設整備費、解体撤去費）により補助額の予算措置や国との協議を行うため、実際の入札等による予定価格や落札価格が上がった場合でも、補助額の増額はできません。
- ・ 耐震補強による整備の場合、申込書に添付していただく工事請負業者2社の見積書（工事費）と市の見積り額のうち一番低い金額により補助額の予算措置や国との協議を行うため、実際の入札等による予定価格や落札価格が上がった場合でも、補助額の増額はできません。
- ・ 見積額より実際の契約額が下がった場合、契約額により補助額を算出するため、減額される場合があります。
- ・ 今回の整備において、国や市等から補助を受けていた施設や設備の取壊し等を行う場合、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、財産処分の手続きが必要となり、補助額の一部を返還していただく場合があります。

また、本事業の補助を受けて整備した施設等は、処分制限がかかります。

（7）地域等の理解について

保育所等の整備及び運営を円滑に進めるためには、地域住民等（特に敷地周辺の住民、町内会）の理解と協力が必要になりますので、以下の通り説明を行い、理解と同意を得るよう努めてください。チラシ等のポスティングではなく、直接説明をお願いいたします。

（仮設園舎を別敷地に整備する場合においては、仮設園舎整備予定地の地域住民等に対し、同様に説明を行うこと。）

① 申請時

基本計画段階において、地域住民等に保育所等の整備についての申込みを行う旨や、計画内容の説明を行い、申込時にその対応状況を「地域周辺住民への説明について（報告）」により報告してください。また、その後の基本設計内容に住民要望等の反映ができるよう進めること。

② 事業選定後

上述と同様に地域住民等へ、工法、スケジュール、連絡先、工事車両の運行、騒音等に関する地元説明会の開催など、丁寧かつ十分な対応をお願いします。

(8) 保護者等への説明について

現在通っている児童の保護者や、これから入園を予定されている児童の保護者の方へ、整備の計画や工事期間中の運営方法等について、申込前にご説明の上、理解と同意を得るようお願いします。

4. 応募の手続き・問い合わせ先等

(1) 募集要領・募集申込書について 令和5年12月1日(金)以降、市ホームページに掲載

「ホーム」>「子育て・教育」>「保育所・幼稚園・認定こども園など」>「事業者関係」>「認可保育所等の耐震化・老朽改築整備募集(令和7年度着工分)」

(2) 申込書の事前確認 令和6年3月11日(月)から令和6年3月15日(金)まで

申込みを希望される事業者は、下記事項に注意の上、必ずこの期間に申請書類の事前確認を受けてください。

- ① 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 必ず事前予約を行ってください。(事前予約を優先とします。)
- ③ 必ず事業者の職員等で計画内容を熟知している方がお越しくください。(設計会社やコンサルティング会社の方のみの事前確認は受け付けません。)
- ④ 事前確認期間は、申請書類の完成・未完成は問いませんので、申請書類は全てご持参ください。

(3) 申込書の受付期間 令和6年3月25日(月)から令和6年3月29日(金)まで

- ① 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 申込書は事前予約の上、直接持参によりご提出してください。(郵送は不可)
- ③ 申込書及び添付書類に不備や記入漏れ等がないか、ご確認の上、ご提出してください。
- ④ 申込時に、書類の不足や誤り等が判明した場合、3月29日までに必ず提出又は差替えが必要となりますので、早目の提出をお願い致します。

(4) 提出場所 鹿児島市こども未来局保育幼稚園課企画係(市役所本館1階9番窓口)

(5) 申込書 「認可保育所等の耐震化・老朽改築整備募集(令和7年度着工分)に関する申込書」一式

(6) 提出部数 応募1件につき、1部

- ① 申込書はA4縦のフラットファイル(左2穴)に綴じ、背表紙には施設名を記載してください。
- ② 添付書類も含めすべて日本語及びメートル法を使用し、A4縦サイズとしてください。
A4縦サイズでない添付書類は、A4白紙に貼付等をお願いいたします。
ただし、図面及び工程表については、A3サイズにしてください。
- ③ 申込書及び添付書類は、各書類の前に白紙を挿入の上、白紙にインデックス(提出書類一覧表の番号のみ記載)をつけてください。

(7) 面談について

提出いただいた申込書により、応募資格の有無や応募内容を確認するとともに、各事業者への面談を実施します。

(8) 失格事項

次に該当する応募は、失格とします。(選定後に判明した場合も含む)

- ① 募集要領に示した応募資格を有していないものとした応募の場合
- ② 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合
- ③ 募集要領等に示した提出書類の作成及び事業実施に関する条件に違反した応募の場合
- ④ 保育幼稚園課との申込書の事前確認を行っていない場合
- ⑤ 地域住民・在園児の保護者等への説明等を行ったものと認められない場合

- ⑥ 建設用地等について、建築基準法による接道要件の確認等、法令等による制限について関係所管課と協議を行っていない場合
(各所管課への事前協議の結果が出ていない場合でも申請は受け付けますが、受付締切後、1月以内には事前協議の結果が出ている必要があります)
- ⑦ 選定及び審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ⑧ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- ⑨ その他不正行為があった場合

(9) 審査会選定後の取消等

審査会選定後、次のいずれかに該当することとなった場合には、選定を取り消します。

- ① 事業者が自ら選定を辞退するとき。
- ② 事業者が「(8) 失格事項」に該当することが判明したとき。
- ③ 竣工日までに応募資格を有しないこととなったとき。
- ④ 申込書で指定した用地等の確保が不可能となったとき、又は不可能と見込まれたとき。
- ⑤ 申込書において提案した内容を実行することが不可能となったとき、又は不可能と見込まれたとき。

(10) 辞退について

応募書類の提出後、やむを得ない事情により辞退する場合は、辞退理由を明記のうえ、法人名、代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届を提出して下さい。(様式任意)

選定後の辞退は、本市の事業を推進する上で重大な支障を来すことになるため、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

(11) その他

- ① 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- ② 必要に応じ追加資料を提出していただくことがあります。
- ③ 公平性の観点から、原則として応募後に提出された書類の変更、差替え等はできません。ただし、当課から個別に修正等の指示があった場合を除きます。なお、やむを得ず軽微な変更が生じる場合は、必ず事前に本市の承諾を受けてください。
- ④ 提出された申込書等は返却しません。
- ⑤ 選定結果については、文書で回答するとともに、選定された事業者を市ホームページで公表します。
- ⑥ 提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は、選定者の公表等必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。

(12) 今後のスケジュール (予定)

別紙、「耐震化・老朽改築整備におけるスケジュール (予定)」を参照

【問い合わせ先】

※月曜日から金曜日までの祝・休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島市子ども未来局保育幼稚園課企画係 担当：川路

住所：〒892-8677 鹿児島市山下町1-1番1号 本館1階

TEL：099-216-1223

FAX：099-216-1284

電子メール：hoi-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

耐震化・老朽改築整備におけるスケジュール(予定)

※例示としてお示ししております。

年月	補助金関係等	建設関係		
		単年度：耐震化 (仮設無)	2か年：耐震化(仮設有)・老朽改築	
			仮設	本設
令和5.12	募集開始	計画検討 耐震診断・老朽度調査 住民説明・保護者説明 申込書類作成		
令和6.1				
2				
3	応募締切			
4~7	書類審査・現地確認等 応募者面談			
8	(中旬) 施設整備審査会 (下旬) 選定結果通知			
9		住民説明・保護者説明		
10				
11		↑	↑	↑
12				
令和7.1		<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">実施設計・建築確認申請</div>		
2		↓	↓	↓
3~6				
7	交付申請(法人→市) 交付決定(市→法人)	入札公告 入札参加締切		
8		一般競争入札(工事) 指名競争入札(設計監理)	指名競争入札 (工事・設計監理)	
9		着工	着工	
10		↓	↓	↓
11				
12				
令和8.1				
2		仮設竣工・引っ越し	解体着手	
3	実績報告(令和7年度分) 補助金確定・支払	竣工		解体完了・本設着工
4	交付申請(法人→市) 交付決定(市→法人)			↓
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12			本設竣工・引っ越し	
令和9.1			仮設解体	
2	実績報告(令和8年度分)		↓ 解体完了	
3	補助金確定・支払			